

令和6年(2024年)9月20日

箕面市長 原 田 亮 様

箕面市いじめ重大事態再調査委員会  
委員長 岸本 由起子

いじめ重大事態の再調査について（諮問事項2に対する答申）

令和5年(2023年)3月14日付け箕総不第17号をもって諮問のあったいじめ重大事態の再調査について、下記のとおり当委員会の意見を述べます。

記

第1 本意見書が対象とする諮問事項について

1 本意見書で述べる諮問事項について

本件諮問では2つの諮問事項があるところ、本意見書は、「2. 今後の再調査申入れへの対応方針について ・申入れに対して再調査を行うかどうかを判断する基準 ・その他対応に当たり留意すべき点」について、当委員会の意見を述べるものである。

2 略称について

(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を「法」という。

(2) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）を「ガイドライン」といい、ガイドラインのうち「第10 地方公共団体の長等による再調査」において再調査を行う必要があると考えられる場合で例示された①、②、③、④をそれぞれ「ガイドライン①」、「ガイドライン②」、「ガイドライン③」、「ガイドライン④」といい、その総称を「ガイドライン①～④」という。

第2 会議の開催と調査の実施

1 会議の開催状況

(1) 当委員会の構成

委員長 岸本由起子（法律）、委員長職務代理者 池田忠（教育）、小林哲郎（心理）、山中徹二（福祉）の4名である。

(2) 会議の開催

- 第1回 令和5年12月26日（令和5年度第2回委員会）
- 第2回 令和6年1月10日（オンライン意見交換）
- 第3回 同年1月30日（オンライン意見交換）
- 第4回 同年2月13日（オンライン意見交換）
- 第5回 同年3月6日（オンライン意見交換）
- 第6回 同月21日（オンライン意見交換）
- 第7回 同年6月5日（令和6年度第1回委員会）
- 第8回 同月26日（オンライン意見交換）
- 第9回 同年8月5日（オンライン意見交換）
- 第10回 同年9月20日（令和6年度第2回委員会）

委員の出席状況：第1回池田委員欠席、第6回山中委員欠席、第2回～第5回・第7回～第10回委員4名全員出席

2 調査の実施状況

(1) 資料の調査

- ① 諮問事項1に関連して入手した資料
- ② 他の自治体における再調査報告書等の公開されている資料（事例）

番号	自治体名	いじめの内容／被害者／種別／報告年月
1	千葉県市原市	筆記具等の私物を取る、暴言、暴行、LINEトラブル等／中学生／不登校／R5年10月
2	名古屋市	転入後の部活動で練習相手にならず無視／中学生／自死／R3年7月
3	埼玉県桶川市	部活動上級生への言いつけ等、暴言、無視／中学生／不登校／R5年4月
4	兵庫県宝塚市	学級・部活動での無視・陰口等、LINEトラブル／中学生／自死／R2年6月
5	東京都品川区	「きえて」「しね」等の紙片を机等に入れる／中学生／転出／R5年8月
6	熊本県人吉市	足をひっかけられる・蹴られる、強要、暴力／中学生／不登校・精神疾患／R5年2月
7	島根県出雲市	部活動で集団で股間を触られる、無視される等／中学生／不登校／R3年11月
8	大阪府	部活動の集団的サボタージュと悪口、SNS／高校生／不登校・精神疾患／R3年3月
9	福岡県	部活動の話し合いで詰め寄られる／高校生／不登校／R5年11月

③ その他

(2) 意見交換

上記会議とは別に、各委員は、適宜意見交換をした。

第3 申入れに対して再調査を行うかどうかを判断する基準、その他対応にあたり留意すべき点について

1 前提事項

(1) 申入れについて

再調査の端緒について、「諮問事項」では、「申入れ」が前提となっている。しかしながら、法30条2項は「市長が『必要がある』と認めるときは、申入れの有無に関わらず再調査することができる。」旨定めており、再調査の申入れがあることは前提条件ではない。

当委員会が調査した市原市や名古屋市の事例においても、申入れは前提とはされていなかった。

また、再調査の申入れは、被害児童生徒やその保護者から行われるものに限られるわけではなく、関係児童生徒やその保護者、教職員、市民等からの申入れもあり得る。但し、当委員会が調査した範囲では、いずれも、被害児童生徒の保護者が再調査の申入れをしていた。そして、当委員会が調査した範囲では、申入れの期間を制限する定めはなく、再調査の決定まで、相当長期の年月が経過している事案もあった。

これらのことからすれば、「申入れ」とは、市長に職権発動を要請することであると解すべきである。

(2) ガイドライン①～④について

ガイドライン①～④は、考慮要素の例示である。これらは、いわゆる「制限列举」ではないので、「その他」の要素についても検討が必要であると考ええる。

また、①～④の該当性があっても、必ず再調査しなければならないものではない。再調査を行うかどうかは、各要素を総合考慮して決定すべきである。考慮要素には、再調査すべき方向に働く要素だけでなく、再調査をしない方向に働く要素もある。各要素を総合考慮し、利益衡量をしたうえで判断することになる。

以上の理由により、利益衡量の要素（プラスの要素とマイナスの要素）及び総合考慮する場合の視点について提言することが、当委員会の任務（諮問事項2）であると考ええる。

(3) ガイドライン①～④以外について

桶川市の事例では、ガイドライン①～④に関し下記の通りの内容の記述があった。

「本件はこの①～④のいずれにも該当しない。この①～④の列挙は、『いじめの防止』（法1条）という法の概念に向け教育委員会の行政からの独立性を確保しつつ、行政が再調査を行うことで調査の適性も図る点にあると思われる。そうだとすれば、再調査を行う場合を、①～④に限定する理由は乏しく、教育委員会の独立性と調査の適性を両立できるのであれば再調査をすることに問題はないということになるだろう。」

(4) 再調査の目的や対象は、市長の判断（諮問事項）によって定められること

再調査の目的や対象は、原調査の報告書に関する事項に限られるのか、それとも、それにとどまらないのかは「諮問内容」によって定められるものと考えられる。それゆえ、市長の判断により、調査対象を拡張したり、縮小したりすることは可能であると考ええる。

当委員会は、諮問事項の設定に関する意見を求められているわけではないので、再調査の「目的」や「対象」について、本答申において深入りはしない。そうは言っても、法28条に定める「重大事態に対処し」「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」という目的は当然の前提であるから、それに立ち返りつつ、検討する。

## 2 ガイドライン①～④について

(1) ガイドライン①：調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合について

ガイドラインにおける「学校の設置者及び学校の基本的姿勢」は、被害児童生徒及びその保護者の「事実関係を明らかにしたい」「何があったのか知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たることとしている。

当委員会が調査した「再調査になった事例」の多くは、ガイドライン①に該当するものであった。

当委員会は、「新しい重要な事実」には、重大な事実誤認も含まれ、それがあつた場合は、再調査すべきであると考ええる。

また、再度調査しても原調査の報告書と同じ事実認定になるのではないかとと思われる場合であっても、それが重要な事実であれば、3(3)のように、原調査において当然にすべき調査をしていない場合、再調査すべき場合があると考ええる。

これに対し、「重要ではない事実」や、「調査不十分とまではいえない場合」については、なぜ、申入れがなされているのかについて検討し、事案

ごとに判断すべきものとする。

(2) ガイドライン②: 事前に被害児童生徒や保護者と確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合について

当委員会が第2の2(1)②の資料を調査した範囲では、この要素が再調査の理由として明確に記述されているものは見当たらなかった。しかし、被害児童生徒や保護者と、調査事項について、十分な意思疎通ができていなかった、あるいは、確認が不十分であったと思われる事例は散見されたので、指摘しておきたい。

また、報告書に書いていない場合でも、調査はしているということがある。調査した内容の全部を被害児童生徒や保護者に開示することはできないことから、客観的な事実としては、ガイドライン②の定める調査は尽くされているが、そのことを被害児童生徒や保護者において確認することができない場合もある。そのような場合、ガイドライン②ではなく、被害児童生徒や保護者に対する説明が十分であったか否かという要素として検討することになる。

また、確認のない事実については、被害児童生徒や保護者が調査を求める動機や理由、原調査を行った委員会等がそれを調査対象としなかった理由を検討のうえ、ガイドライン②の要素とは別の要素として、慎重に検討すべきである。

(3) ガイドライン③: 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合について

ア ガイドライン③の要素は、教育委員会及び学校が行ったことの評価だけでなく、行わなかったことの評価もあるから、調査対象は際限なく広がることがあり得る。一般論でいえば、教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされれば、原調査の報告書の結論が変わっている可能性が高いと思われる場合には再調査をする必要がある。報告書の結論を導き出す前提となった重大な情報が、間違っていたり、改竄されていたり、欠落していたりすることがわかった場合で、そのことにより報告書の結論が変わる可能性が高い場合、再調査しなければならないと考える。

イ 重大事態としての認定の時期や認定方法

原調査では、事案に対する初期対応から始まり、事実関係の確認、関係者へのヒアリング、事実認定に至るまでのプロセスが、法やガイドラインに沿って適切に実施されているか等の観点から、学校や教育委員会による重大事態としての認定の時期や認定方法が適切であったのか否かの結論を導き出していると思われる。

原調査において上記のような結論を出す前提としていた重大な情報に、間違いがあったり、改竄や欠落があって、そのことにより、重大事態としての認定の時期や認定方法に関する報告書の結論に影響が及ぶ可能性が高い場合、再調査すべきものとする。

#### ウ 学校や教育委員会の対応における課題の分析

原調査の報告書における、学校や教育委員会によって実施されたいじめ防止の対応についての分析が、形式的なものに留まり、実質的な検討がされていないと考えられる場合は、再調査して、課題を明らかにする必要がある。

また、原調査の報告書の分析が的外れで合理性が認められず、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止の観点から放置できないと判断される場合、再調査して、訂正することが必要となる。

#### エ 具体的な再発防止の提言

再発防止策は、一律に論じることが困難であり、際限なく多岐にわたる可能性も避けられないことから、再調査の判断においては、慎重さが求められると考える。

しかし、再発防止策の提言が、違法あるいは、明らかに不合理であって、社会通念上放置できないと思われる場合、再調査して、訂正することが必要となる。

また、関係者は、全てのいじめ事案において、再発防止のための学びを得ることは必要であるから、原調査の対象となったいじめ事案の検証を基に、再発防止に向けた学校や委員会の実効性のある具体的な対応に関する提言が極めて不十分な場合、再調査する必要があると考えられる。

加えて、再調査する場合は提言された再発防止策について、学校や教育委員会がそれを活かした対応をしているかどうかを検証する必要がある。

#### (4) ガイドライン④：委員の人選について

申入れをした者の意見を踏まえて選任すべきか否かについては、具体的な氏名を特定しての申し出については、公平性・中立性について疑義が生じかねないので、避けた方がよいというのが当委員会の意見である。

職能団体に人選を依頼する場合、被害児童生徒や保護者の意見を聴いて伝えておくことは差し支えないと考えるが、選任基準や選任方法は職能団体が決定することがらであって、貴市が職能団体による人選について過度に介入することは、それが被害児童生徒や保護者の要望であったとしても、望ましいことではないと考える。

公平性・中立性・第三者性が強く求められる以上、人選は職能団体に任せることになるということを、被害児童生徒や保護者に事前に説明し、理解を求めておくべきである。

これに対し、貴市がいわゆる「一本釣り」で依頼する場合は、選任基準が説明できるものであることは必要であろう。

委員の経歴や過去に担当した事案等について、当該委員の承諾を得たうえで被害児童生徒や保護者に説明することはあり得るとしても、公平性・中立性は、客観的な属性の判断であって、関係者の主観に基づく判断ではないから、委員の経歴等の情報は開示されないことがありうることにしても、被害児童生徒や保護者に説明しておくべきである。

但し、氏名まで非公表であれば、疑義を抱くのは当然であるから、氏名が非公表の人選はできるだけ避けた方がよいと考える。

市原市の事例では、委員の構成として、全員が市原市教育委員会の関係者となっている。外部委員を加えることが望ましかったと考える。

当委員会の意見は、上記のとおりであるが、公平性・中立性は、客観的な属性の判断である。委員の氏名や経歴が非公表であったことや、いわゆる「外部委員」が入っていなかったことは、それだけで、ガイドライン④の判断要素に該当するという事にはならない。

事案ごとに、公平性・中立性の観点からガイドライン④の該当性を判断することになる。

### 3 再調査するか否かの判断要素（ガイドライン①～④を除く）について

#### (1) はじめに

前述のとおり、ガイドライン①～④の要素は制限列举ではないので、当委員会では、先に、①～④以外の判断要素について、検討する。多種多様な事案の全てに対応できるよう、判断要素をもれなく検討することは、およそ不可能であるから、判断要素は下記に限られるものではない。

#### (2) 関係者の聴取方法に疑義があること

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）では、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」としている。また、児童生徒又は保護者から再調査の申立てがなされるという場合、児童生

徒及び保護者と学校、教育委員会との信頼関係が損なわれていることが多いので、原調査が教育委員会又は学校主体で行われている場合等、関係者からの聴取方法が問題とされることがある。

以下、聴取方法に関する留意点を述べる。

① 学校の設置者（貴市の場合は教育委員会）・学校主体の聴取

いじめ重大事態の調査主体は、法28条によると、学校の設置者または学校とされている。いじめ重大事態の調査開始時から学校の設置者（貴市の場合は教育委員会、以下、「教育委員会」という。）が調査主体となり、教育委員会の事務局職員が聴取をはじめとする調査を行う場合もあるが、多くの場合、児童生徒や保護者の了解を得て、学校による調査が行われる。その場合には、管理職や担任をはじめとする学校の教職員による組織（SCやSSWを加えた学校のいじめ対策委員会等の教職員）にて行うことが多い。また、児童生徒や保護者が学校に対しての不信感が強い場合でも、迅速性を優先して、教育委員会の指導助言や人的支援のもと上記の組織に専門的な知識を有する者（教育委員会の担当主事や弁護士等）を加えて実施する場合もある。ただ、その場合には、いじめ被害を申し立てた児童生徒や保護者が調査の公平性、中立性、第三者性に疑念を持たないように丁寧に説明する必要がある。

上記の学校主体の調査では児童生徒や保護者の納得を得られない場合、外部委員で構成される教育委員会の附属機関による調査が行われることになる。なお、貴市の場合、外部委員で構成される教育委員会の附属機関によるいじめ重大事態の調査は、令和5年度までは箕面市いじめ等調整委員会又は箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会で行われていたが、令和6年度からは箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会に一本化されている。それゆえ、再調査の場面では、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による聴取について公平性、中立性、第三者性が問われることになる。

市原市の事例における再調査結果の報告書では、下記を示している。

「教育委員会が主体となって調査組織を設置する場面となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断されるべきときである。すなわち調査組織に公平性・中立性・独立性の担保をより一層求められる場面であるから、外部委員を原調査委員会に加えることが望ましかったと考えられる。本案件において、外部委員を加えなかった結果、当該校のみならず、原調査委員会の対応についても、被害生徒から不信感を招く状態になってしまった。もっとも、一般的には、外部委員の選出に

は相応の時間を要する。長期欠席事案である本案件においては、新年度開始までに被害生徒の登校再開を目指して体制を整えるという目的を最優先事項とし、迅速性を重視して、外部委員の選出をしないと判断したことが、不合理とまではいえない。」

このように、聴取の主体は、職能団体等の推薦があった外部委員とすることが公平性や中立性の担保のために望ましいと考えられ、そうでなかった場合、再調査をする方向での1つの要素として考慮されるべきである。迅速性を優先せざるを得ない事情等も考慮しつつ判断することになると思われる。

② 事案発生から時間を経過している再調査の申入れ

再調査の申入れが、事案発生から時間を経過していることは、再調査をするか否かの判断要素の1つになると考えられる。

桶川市の事例において、「再調査報告書」では下記を示している。

「本調査については、いじめの事実の発生から長時間が経過しているという事情が存在する。そのため、聴き取りやアンケートなどの手法で、関係者の記憶を調査することには難点が存在するものと思われた。また、被害生徒が新たな生活をしており、聴き取りやアンケートを行うことで被害生徒にいじめ被害によるフラッシュバックが生じてしまうのではないかと、聴き取りやアンケートの対象を拡大することが二次被害を発生させるのではないかと懸念が存在した。そこで、被害生徒と面談を行い被害生徒の気持ちを確認し、新たなアンケートや聴き取りは原則として実施しないこととした。その上で、すでに存在する資料を再度検討することとし、いじめの構造や特色などについても一度委員の間の理解の確認を行い、本事案について検討することとした。その際、所見に記載されている事項について検討することとし、要請書の記載を念頭に置くことにした。」

上記のように、調査方法について工夫することが可能か否かを含めた慎重な判断が求められる。

③ 警察や児童相談所からの聴取があり、聴取の負担が重くなること

市原市の事例では、「警察や児童相談所からも、関係者に対して聴取がなされていたことから、関係者にとっては多大な負担が生じた。しかし、警察と児童相談所とは聴取目的が異なる上、原調査委員会も再調査委員会も、警察や児童相談所からの資料提供を受ける立場になく、聴取内容が重複する事態となったことはやむを得ない。」と示している。

警察や児童相談所の聴取をはじめ度重なる聴取については、心理的な負担や時間的な負担はもちろん記憶の汚染等の危惧もある。再調査

すべきか否かの判断においては、否定的な要素の1つとして検討せざるを得ないとも考えられる。

しかしながら、市原市の事例で示されているように、聴取目的が異なる以上、関係者に負担がかかることはやむを得ないこと、自治体職員には調査への協力義務が定められているものの、その他の関係者については聴取に応じるか否かは、任意であることから、「警察や児童相談所からの聴取があり、聴取の負担が重くなること」を過度に重視すべきものではないというのが、当委員会の意見である。

再調査することになった場合は、心理関係の専門家を中心に、前述した弊害が起きないように配慮しつつ聴取すべきである。

④ 保護者からの要望があった対象者から聴取していないこと

桶川市の事例では、「注意しなければならないのは、寄り添うことと被害生徒の言うとおりにすることとは異なる。当委員会においては、再調査の進行について被害生徒の意見を取り入れ、報告書の内容の検討の際にも被害者はもとより関係者の気持ちを資料から注意深く拾い上げること」としている。

また、宝塚市の事例において、宝塚市いじめ問題再調査委員会では、「第三には、遺族に寄り添うということと、『公平』『公正』な視点からの調査とは矛盾しないということ。遺族からの陳述を受け、聴き取りを行うなかで、遺族が願い、求めていることと、本再調査委員会の設置目的として市長から受けた4点の諮問内容は矛盾するものではないと思われるからである。また、本再調査委員会は、調査の節々で代理人を通して連絡を取り、遺族との面談、意見交換を丁寧に行ってきた。」と示している。

児童生徒やその保護者の要望に耳を傾け、その心情に寄り添う必要はあるが、「言うとおりにする」こととは異なる。

「要望」という形で表出されている言動の背後に隠れている「ニーズ」を掴む努力をしつつ、当該対象者から聴取する目的は何であるのか、聴取によってその目的を達成する見込みがどの程度あるのか等、要望が合理的と認められ、児童生徒の最善の利益に繋がるかを検討することが必要である。

また、法には調査組織に調査に応じさせる強制力を付与しておらず、調査対象者に調査に応じる義務を課していない。調査対象者が調査に応じるのは任意であることから慎重に対応すべきである。

(3) 原調査において、記録の廃棄や不存在がある場合、当然にすべきと思われる調査がされていないと思われる場合

原調査において、通常あるはずの記録がないとか、重要な記録が廃棄されている等、不正が疑われる場合、その理由を明らかにするために再調査するという判断はありうるであろう。

また、原調査において、当然にすべきと思われる調査がなされていない場合、再調査するという方向での判断要素とすべきであろう。

#### (4) 調査の困難性と弊害

再調査をするか否かを決定する上で、以下の①～⑥の点に注意を払うことが求められる。これらの側面は、調査の正確さや効果に影響を及ぼすとともに、関係者や地域社会に及ぼす影響についての配慮を必要とする事柄でもある。

##### ① 被聴取者の特性

年少者や発達に課題がある被聴取者等の場合、記憶の正確性や一貫性に問題が生じる可能性がある。迎合的な性格を持つ人は、質問者の意向に沿った回答をしやすいため、客観的な事実の把握が難しくなる場合がある。また、嘘をつく傾向のある人や思い込みの激しい人の供述は、水掛け論に陥ってしまうことも考えられ、信頼性の高い情報の収集が困難になることに留意する必要がある。

##### ② 長年月の経過

時間が経過するにつれて、関係者の記憶が曖昧になる、証拠が失われる、または関連する情報が消失する可能性がある。これにより、事実関係の明確な解明が困難になることがある。

##### ③ 対象者が広範囲に散らばっている、一部だけ聴取する弊害

広範囲に散らばっている対象者全員にアクセスするのは物理的、時間的、資源的に困難である。一部のみの聴取は、偏った情報や視点のみが反映されるリスクがあり、全体像の把握が難しくなる可能性がある。

##### ④ ト라우マ等、精神的負担が大きい

再調査により被害者や関係者が過去のトラウマを再体験することになり、精神的負担が増加することがある。これは参加者の心理的安全性を損なう可能性があり、正確な情報の収集を妨げる恐れがある。

##### ⑤ 地域社会への影響

再調査は地域の信頼関係等に影響を与える可能性がある。特に密接なコミュニティでは、不和や緊張が生じやすいことから、再調査を進める際には、地域住民の感情などを考慮することが重要となる。

##### ⑥ 関係者への影響

再調査は、被害者、加害者、その家族、学校関係者に再度心理的ストレスを与え、トラウマの再体験や社会的な批判に繋がる可能性がある。

加えて、関係者がコミュニティ内での信頼を失うことや、人間関係が壊れることも起こり得ることを想定する必要がある。

#### (5) 保護者への説明と報告

##### ① 聴取が任意であることについての説明

公立学校の教員、教育委員会職員のように自治体の職員であれば、調査への協力義務があるが、児童生徒、保護者に関しては、聴取への協力は任意である。法を踏まえれば、聴取の前にこの聴取は任意であることを告知すべきである。その際、児童生徒に対して、任意であることを説明する時には気をつけなければならない。調査に協力してもしなくてもいいというような言い方をすると、止めておくとなりかねないからである。工夫して説明する必要がある。ただ、この任意性の説明についても聴取側も被聴取側も知らないことも多いと思われる。法で定められた手続を厳密に運用すれば、任意であることの上で聴取すべきではあるが、その説明が不十分であったことをもって、再調査が必要であるとまでは言えないであろう。

##### ② 事実認定の困難性についての説明

報告書の実事認定について、保護者が不満を訴えることがある。

(4)で説明したように、信頼性の高い情報の収集が困難な場合がある。そのような時は、複数の児童生徒の証言や教職員の証言、状況証拠等から事実認定の確度を上げることになるだろうが、予めそのような可能性があることを心理の専門家などから保護者に説明しておいた方がいいだろう。

ただ、多くの保護者や教職員は、児童生徒の証言がぶれることはある程度経験していて、事実認定が難しいことを認識していると思われるので、保護者への児童生徒の証言の正確性に関する説明がなかったことをもって、再調査の必要があるとまでは言えない。

##### ③ 途中経過の報告及び意向確認

学校は保護者から児童生徒を預かっている立場であり、安全配慮義務もあり、学校での個々の児童生徒の様子は、事ある毎に保護者に知らせることが望ましいのは当然である。軽い内にいじめを認知しエスカレータを予防する目的で法が制定された主旨を考えれば、いじめやその疑いのある事案であればなおさらその事実経過と対応を保護者に報告しなければならない。そのような普段の関係性が、保護者や児童生徒の学校への信頼関係を深めるのである。

しかしながら、いじめ調査の場面では、被害児童生徒の保護者の意向を確かめながら進めることが望ましいとしても、関係者のプライバシー

一保護や事案の真相解明のための配慮等、保護者への報告や意向確認について慎重な判断が求められることもあり得る。途中経過の報告及び意向確認が不十分であったという事情は、再調査の判断要素の1つとはなり得るとしても、そのことをもって、再調査が必要であるとまでは言えないであろう。

④ 保護者への報告不十分

調査の最終段階では、提出を予定している報告書(案)を保護者に示して説明しておくべきであろう。それがなされていない場合、再調査をするか否かの判断要素の1つとなることは肯定されるべきであろう。

⑤ 個人情報保護の観点

調査した報告書の最終版を保護者に見てもらった際に、保護者がいわゆる「黒塗り」について不満を訴えることがある。個人情報を保護するために、個人名や固有名詞等をいわゆる黒塗りにしていることがあり、個人情報保護の必要性は理解できるにしても、ここまで黒塗りが必要なかと不満を持たれるかもしれない。

しかし、情報開示に関しては、説明義務はなく、何故黒塗りにしたかは説明する必要はない。被害者側の視点に立てば、個人名をアルファベットなどで表示した方が中身を理解しやすい。しかし、その場合も、各自治体で、個人情報保護に関する部局でのチェックを経る必要がある。

(6) 報告書の記載が不十分であること

いじめ調査では、被害者、加害者、同級生、教職員等、多くの関係者に事情聴取をして、いじめに関連する情報を収集する。その過程で、いじめに関する様々な証言が得られるし、それらを突き合わせながら事実確認が進んでいく。再度聞いて確認することも出てくるであろう。しかし、報告書ではそれらの証言から得られたことを全部記載することは物理的に難しい。いじめの事実を浮き彫りにするような個々の事実を選択しながら、それらを積み重ねていじめの実態を明らかにし、事実認定をしていく。いじめが繰り返され、様々な態様がある場合、事実認定すべき対象がますます増えてくる。いじめの認定に係る出来事だけでもかなりの量になってくるので、当該被害児童生徒や保護者が報告書に記載もれがあると感ずることも出てくることがある。

報告書にまとめるための物理的制限だけではなく、分かりやすく書くため、文書の構成上も制限が出てくる。プライバシー保護や教育活動への配慮等から、調査していて事実を把握していても書かないこともある。例えば、家庭の事情、精神疾患、特性などの個人情報に関わることや、学校運営上配慮を要する事情等は、把握していても触れられないことがある。

このように報告書に記載されていることが、聴取した事実のすべてではないことはやむを得ないことである。報告書に関連するすべての事実を記載することは現実的にも難しい。認定すべき事実に関することで、必要なことは報告書に記載しているが、調査して得られた事実でも書かれていないことがあることは、被害児童生徒や保護者に説明しておかなければならないであろう。これをしておかないと、被害児童生徒や保護者から事実を把握していない、調査が不十分だと誤解を招き、不信感を強める可能性があるので、今後の調査では、是非、このことは事前に説明すべきである。

その上で、新しい事実ではないが、今ある資料から書き加えた方がいいと思われることが出てきた場合どうするか。書き加えることができる場合でも、保護者がまだ他にもあるというように、保護者のニーズの全てに対応していたら際限がなくなってしまう。その際、児童生徒の利益が大きく損なわれている状況にあり、書き加えることがその改善に寄与する場合に限定して、書き加えるために再調査することも考えられる。例えば、被害児童生徒と関係児童生徒らの間で、やられ、やり返す等が繰り返されているにもかかわらず、その一部のみを切り取って事実認定する等、明らかに不公平であるという場合等である。

このように、すでに、報告書が確定していて、書き加えたい事実が出てきた場合であれば、そのことで再調査すべきかどうかは、その書き加えたいことの内容によるであろう。目安としては、その内容が報告書の最終的な判断に影響する程度になるのではないかと考える。その影響が大きい、すなわち、結論づけた判断を揺るがしかねないような内容である場合は、再調査をしなくてはならないであろう。

#### 第4 最後に

前述したとおり、再調査すべきか否かを決める判断要素は無限にあり、最終的にはそれらの要素を総合考慮して判断することになる。「正解」はなく、多種多様な事案ごとに、慎重な検討を重ね、判断基準も不断に見直していくことが必要である。

本答申は、当委員会の委員が、限られた時間で、それぞれの経験及び知識に基づいて議論した結果をとりまとめたものである。

今後、関係各位による批判的な検討によって、よりよいものとしてくださるよう期待しつつ、提言する。

以上